

平成十七年十月

万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び
万国郵便条約の説明書

外務省

I	万国郵便連合憲章の第七追加議定書	
一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	議定書の内容	二
三	議定書の実施のための国内措置	二
(参 考)		三
II	万国郵便連合一般規則	三
一	概説	五
1	一般規則の成立経緯	五
(1)	背景	五
(2)	経緯	五
2	一般規則締結の意義	五
3	一般規則の締結により我が国が負うこととなる義務	五
4	早期国会承認が求められる理由	五

二	一般規則の内容	六
1	連合の機関の運営	六
2	国際事務局	六
3	議案の提出及び審査の手続	六
4	財政	六
5	仲裁	六
6	最終規定	六
三	主要変更点	六
1	大会議の開催周期の変更	六
2	管理理事会及び郵便業務理事会へのオブザーバー参加に関する規定の追加	六
3	諮問委員会の設置	七
4	大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続	七
5	分担等級の追加	七
6	一般規則の恒久文書化	七
四	一般規則の実施のための国内措置	七
(参考)		八
III	万国郵便条約	一〇
一	概説	一〇
1	条約の成立経緯	一〇
(1)	背景	一〇
(2)	経緯	一〇

2	条約締結の意義	一〇
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一〇
4	早期国会承認が求められる理由	一〇
二	条約の内容	一一
1	条約	一一
(1)	国際郵便業務に適用される共通の規則	一一
(2)	通常郵便及び小包郵便に適用される規則	一一
(3)	補償金	一一
(4)	最終規定	一一
2	最終議定書	一一
三	主要変更点	一二
1	定義	一二
2	この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う機関の指定	一二
3	郵便切手	一二
4	環境	一二
5	違反行為	一三
6	電子郵便業務、EMS業務、統合された物流管理業務及び電子郵便認証	一三
7	引き受けられない郵便物及び禁制	一三
8	調査請求	一三
9	郵政庁の責任及び賠償金	一三
10	差出人の責任	一三

11	責任に関する留保について適用される相互主義	一四
12	到着料	一四
13	業務の質を改善するための基金	一四
14	大会議の際に提出される留保	一四
四	条約の実施のための国内措置	一四
(参 考)		一五

I 万国郵便連合憲章の第七追加議定書

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年（千八百七十四年）に設立された国際機関であり、昭和二十二年（千九百四十七年）に国際連合の専門機関となった（我が国は、明治十年（千八百七十七年）に連合に加盟した。現在、加盟国は、百九十箇国である。）。万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）に、それまでの万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の組織規定に当たるものを内容とする基本的文書として作成された。

(2) 経緯

連合の最高機関である大会議は、通常五年ごとに開催され、憲章等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。昨年九月十五日からブカレストで開催された第二十三回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の第七追加議定書（以下「議定書」という。）が同大会議の最終日の十月五日に採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものである。我が国がこの議定書を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この議定書を締結することにより、連合の運営への参加についてこの議定書に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生ずることとなっており、連合において指導的役割を果たしている我

が国としては、本年十二月三十一日までにこの議定書を締結する必要がある。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 連合の任務として具体的な項目を追加した（議定書第一条により改正される憲章前文）。
- 2 連合の文書において使用される用語の定義を追加した（議定書第二条により追加される憲章第一条の二）。
- 3 憲章及び一般規則が、留保の対象とはならない旨を明記した（議定書第三条により改正される憲章第二十二條）。
- 4 一般規則を恒久文書とすることとした（議定書第五条により改正される憲章第三十一條）。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 作成 平成十六年十月五日 ブカレストにおいて作成
- 2 効力発生 平成十八年一月一日
- 3 署名国 百五十箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ（*）、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮（*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土（*）、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成十七年九月二十一日現在 一箇国

ソマリア

II 万国郵便連合一般規則

一 概説

1 一般規則の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）は、昭和三十九年（千九百六十四年）のウィーン大会議において憲章が新たに作成されたことに伴い、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。一般規則は、憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結している。

(2) 経緯

現行の一般規則は、平成十一年（千九百九十九年）に北京で開催された第二十二回大会議において作成され、平成十三年（二千一年）一月一日に効力を生じたものであるが、昨年九月十五日からブカレストで開催された第二十三回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を改善する目的で現行の一般規則に代わるべき新たな一般規則が同大会議の最終日の十月五日に採択された。

2 一般規則締結の意義

この一般規則は、連合の運営に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の一般規則を更新するものである。我が国がこの一般規則を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。

3 一般規則の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この一般規則を締結することにより、連合の運営への参加についてこの一般規則に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この一般規則は、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の一般規則は、効力を失うこととなっている。一般規則は、憲章により締結が義務付けられているので、我が国としては、本年十二月三十一日までにこの一般規則を締結する必要がある。

二 一般規則の内容

この一般規則は、前文、本文三十五箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 連合の機関の運営（第一章）

連合の機関である大会議等の組織及び会合、連合の常設機関である管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の構成、運営及び会合等について規定している。

2 国際事務局（第二章）

連合の常設機関である国際事務局に関し、国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び職務、国際事務局の任務等について規定している。

3 議案の提出及び審査の手續（第三章）

大会議への議案の提出の手續、大会議から大会議までの間における議案の提出の手續及び審査方法等について規定している。

4 財政（第四章）

連合の経費の決定及び決済の方法、分担金の滞納国に対する自動的制裁、加盟国の分担等級等について規定している。

5 仲裁（第五章）

紛議が生じた場合の仲裁手續について規定している。

6 最終規定（第六章）

この一般規則に関する議案等の承認の条件、この一般規則の効力発生等について規定している。

三 主要変更点

1 大会議の開催周期の変更

大会議の開催周期を従来の五年から四年に変更した（第百一条）。

2 管理理事会及び郵便業務理事会へのオブザーバー参加に関する規定の追加

政府間機関等が希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合

に参加することができる旨規定した（第二百二条及び第二百四条）。

3 諮問委員会の設置

(1) 広範な郵便分野の利益を代表し、利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的として、配達業務提供者等国際郵便に利害関係を有するものから成る諮問委員会を設置することとした（第一百六条）。

(2) 諮問委員会は、同委員会の活動に関する情報を管理理事会及び郵便業務理事会に提供することとした（第一百七条）。

4 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手續

大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案の提出の手續等を規定した（第二百二十三条）。

5 分担等級の追加

連合の経費分担等級に四十五単位等級及び三十単位等級を追加した（第三百十条）。

6 一般規則の恒久文書化

一般規則が無期限に効力を有する旨規定した（第三百十五条）。

四 一般規則の実施のための国内措置

この一般規則の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 平成十六年十月五日 ブカレストにおいて作成

2 効力発生 平成十八年一月一日

3 署名国 百五十箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ(*)、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮(*)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成十七年九月二十一日現在 一箇国
ソマリア

Ⅲ 万国郵便条約

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）のウィーン大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの条約に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、国際郵便業務に適用される規定を内容とするものとなった。

条約は、憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結している。

(2) 経緯

現行の条約は、平成十一年（千九百九十九年）に北京で開催された第二十二回大会議において作成され、平成十三年（二千一年）一月一日に効力を生じたものであるが、昨年九月十五日からブカレストで開催された第二十三回大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、国際郵便業務の質を改善するとともに、連合の文書を簡素化する目的で現行の条約に代わるべき新たな条約が同大会議の最終日の十月五日に採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものである。我が国がこの条約を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この条約を締結することにより、この条約の規定に従い、継越しの自由（他の加盟国への郵便物の送達の義務）の原則を遵守し、かつ、原則として連合のすべての加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の条約は、効力を失うこととなった。条約は、憲章により締結が義務付けられているので、我が国としては、本年十二月三十一日までにこの条約を締結す

る必要がある。

二 条約の内容

この条約は、条約（前文、本文三十八箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十五箇条及び末文から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約

- (1) 国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）
定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の所属、料金、郵便切手、違反行為等について規定している。
- (2) 通常郵便及び小包郵便に適用される規則（第二部）
 - (イ) 業務の提供（第一章）
基礎業務、追加の業務、引き受けられない郵便物及び禁制、調査請求、税関検査及び関税その他の課金等について規定している。
 - (ロ) 責任（第二章）
郵政庁の責任及び賠償金、郵政庁の免責、差出人の責任、賠償金の支払等について規定している。
 - (ハ) 通常郵便に関する特別規定（第三章）
外国における通常郵便物の差出しについて規定している。
- (3) 補償金（第三部）
 - (イ) 通常郵便に関する特別規定（第一章）
到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。
 - (ロ) その他の規定（第二章）
航空運送料、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の

権限について規定している。

(4) 最終規定（第四部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2 最終議定書

この条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、点字郵便物について適用している特別業務に関する料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付している（第三条及び第十三条）。

三 主要変更点

1 定義

条約において使用される用語の定義を追加した（第一条）。

2 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う機関の指定

加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報することとなった（第二条）。

3 郵便切手

郵便切手の定義、郵便切手に含まれる要素、郵便切手の主題及び意匠、郵便切手が知的財産権の対象を内容とする場合の取扱い等について規定した（第八条）。

4 環境

加盟国は、郵便業務のすべての段階における環境に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で環境問題に関する周知を図ることとした（第十条）。

5 違反行為

処罰の対象となる郵便切手等郵便料金納付の手段に関する違反行為を拡大し、不当な利得を得ることを意図して行われた郵便料金納付の手段の変造、模造、偽造又は不正な製造、変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段の使用、流布、販売、配布、頒布、輸送、展示又は広告、既に使用した郵便料金納付の手段の郵便目的での使用又は流布、及びこれらの違反行為の未遂を処罰する旨規定した（第十一条）。

6 電子郵便業務、EMS業務、統合された物流管理業務及び電子郵便認証

郵政庁は、相互間で参加することを取り決められることができる業務として、電子郵便業務及びEMS業務に、統合された物流管理業務及び電子郵便認証が追加された（第十四条）。

7 引き受けられない郵便物及び禁制

例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができるものとして、生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエが追加された（第十五条）。

8 調査請求

普通通常郵便物の未受領に関する調査請求の受理は、義務的でなく、これを受理する郵政庁は、当該郵便物の調査を配達不能の郵便物に係る業務に限定することができる旨規定した（第十七条）。

9 郵政庁の責任及び賠償金

郵政庁は、この条約に定めのない場合には、責任を負わないこと、支払うべき賠償金の額は、施行規則に定める額を超えることができないこと、及び二国間の合意がある場合を除くほか、郵政庁に対する賠償金の支払いに関するいかなる留保も付することができない旨規定した（第二十一条）。

10 差出人の責任

差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の障害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害について責任を負う旨規定した（第二十三条）。

11 責任に関する留保について適用される相互主義

責任に対して賠償金を支払わない権利を留保するすべての加盟国は、責任を引き受けることを認める他の加盟国から当該責任に対しての賠償金を受け取る権利を有しない旨規定した(第二十六条)。

12 到着料

(1) 到着料に関する規定の適用のため、すべての郵政庁は、目標制度に参加している国又は移行制度に参加している国のいずれかに分類されることとなった(第二十八条)。

(2) 到着料は、名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとし、郵便業務理事会は、業務の質に関する目標を達成した郵政庁に報いるため、追加の補償金の支払を認めることができる旨等規定した(第二十八条)。

(3) 現行の適用料率の引上げを行った(第二十九条及び第三十条)。

13 業務の質を改善するための基金

開発途上国における業務の質を改善するため、開発途上国に対する到着料率に一定の比率分が増額される旨規定した(第三十一条)。

14 大会議の際に提出される留保

大会議の際に提出される留保について、連合の趣旨及び目的と両立しないものは認められないこと、留保の提出手続、留保が承認される条件等について規定した(第三十七条)。

四 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、郵便法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成十六年十月五日 ブカレストにおいて作成
- 2 効力発生 平成十八年一月一日
- 3 署名国 百五十箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ(*)、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、北朝鮮(*)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントルシア、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(*)、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成十七年九月二十一日現在 一箇国
ソマリア